

卒業の認定に関する方針

1. 卒業・専門士の認定方針

本校に定められた修業年限以上在学し、求められる学業水準（知識・技術・教養）を満たし、学則に定める各学科における教育課程を全て修得したものと認めた者に対して、卒業認定を行い、専門士の称号を与える。

【修業年限】

- ・本校の修業年限は、3年とする。
- ・理学療法学科及び言語聴覚療法学科の在学年限は、各年次2ヵ年までとし、6年を超えて在学することはできない。
- ・看護学科の在学年限は、6年までとする。

【求められる学業水準】

- ・求められる学業水準は、各学科のディプロマ・ポリシーによる。

【教育課程】

- ・学則第28条による。

2. 適切な実施に係る取組の概要

学年末に会議を開催し、各科目の学修評価に基づいて、単位認定を行い、進級・卒業の認定を行う。

【単位の認定】

- ・各授業科目を履修し、各科目の学修評価で合格した者に対して、教員会議の議を経て、単位を認定する。

【進級認定】

- ・当該学年の課程を修了した者に対して、教員会議の議を経て、進級を認定する。

【卒業認定】

- ・学則第28条に定める各学科における教育課程を全て修得したものと認めた者に卒業を認定する。
- ・欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者に対しては、原則として卒業を認めない。